

夏休み時期の 子どもの防犯対策について

夏休みがいよいよ始まります。子どもたちにとっては、海や山へのキャンプ、旅行など楽しみなことがたくさんあります。その反面、夏休み期間中は自由な時間が増え、行動範囲も広がるなど、注意しなければならないことも数多くあります。

事故や犯罪の被害に遭わないよう、気をつけなければならないことや、夏休みのルールについて、一度、お子さんと話し合ってみてはいかがでしょうか？

有意義で楽しい夏休みにするためにも、まずは身の安全を守ることが大事です！

《自分の身を守るために》

- 一人を外遊びをしない
- 「いかのおすし」の徹底（知らない人には絶対についていけないこと、誘い文句も巧妙化しているの、具体的に示すことが必要）
- 行き先、遊び相手を伝え、帰宅時間を守る
- 防犯ブザーを持つ（ランドセルに付けっぱなしではありませんか？）

《保護者・地域の皆さんへ》

夏休み期間中は、子どもの活動時間帯が不規則になります。一方で、地域において通常行われているスクールガードや町内会などの各種防犯パトロール活動がなかなかできなくなることから、子どもを見守る地域の目が届きにくい時期でもあります。

犯罪の抑止に最も効果があるのは「人の目」です。外出する際には、意識的に子どもたちに目を注ぐとともに、不審者や不審車両などを発見した場合や声掛けなどを目撃した際には、すぐに警察に通報をお願いします。

防犯 トピックス

防犯児童委員が誕生！

6月8日（火）午前11時30分から、二十四軒小学校の体育館で防犯児童委員の委嘱状授与式が行われました。

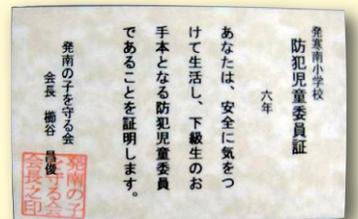
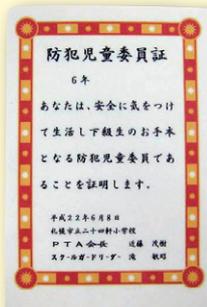
防犯児童委員は児童自身の防犯意識を向上させようという取り組みで、同校の6年生78人全員が委嘱されました。

「不審者について**い**かない、知らない人の車に**の**らない、**お**おごえて叫ぶ、**す**ぐ逃げる、大人に**し**らせる」といった防犯標語の「いかのおすし」の実践を通して、「自分の身は自分で守る」ことの基本を防犯児童委員がしっかりと意識するとともに学校の内外において下級生の手本となることが期待されます。

授与式では、PTA会長から、6年生の代表である児童会長に委嘱状が手渡され、会場にいた4年生から6年生の全員が真剣な表情で臨んでいました。

また、同様の取り組みが6月14日（月）に発寒南小学校で行われ、こちらでも6年生児童67人を対象に、発寒の子を守る会の会長から児童会長に対して防犯児童委員の委嘱状が交付されました。

（防犯児童委員とは、「いかのおすし」を実践してもらうことを目的として、委嘱された児童に対して、目に見える形として「防犯児童委員証」を交付するものであり、大人が実施しているような防犯パトロールを行うものではありません。）



西区

子どもの見守り ネットワーク通信

第6号
2010年7月

編集

西区子どもの見守り
ネットワーク会議事務局
(西区総務企画課内)
〒063-8612
西区琴似2条7丁目1-1
TEL.641-2400
(219・220)
FAX.612-5264

皆さんの活動をご紹介します

- ① 団体名(代表者)および参加人数
- ② 活動内容等

① 西野第二小学校スクールガード 8名(町内会役員や地域住民など)

② お揃いの帽子・ベスト・腕章を着用して、子どもたちの下校時間に合わせて、「できる人ができる時に」という形で活動しています。平均すると、一人あたり週2~3回は実施しているので、ほぼ毎日、見回り活動が行われていることとなります。また、登校時については、交通安全指導員も兼ねている方がいますので横断歩道の前で、毎朝子どもたちを見守っています。

平成17年にスクールガード制度が導入された時から活動している方もおり、長い間、暑い日も、寒い日も、雨や雪の日にも活動を続けてこられたのは「かわいい子どもたちを守ってあげたい。自分の孫もどこかで誰かに見守られている。みんなお互い様。」という気持ちの支えがあったからとのこと。

子どもたちからは「おはようございます」「さようなら」といった挨拶のほか、「いつもありがとう」といった感謝の言葉が寄せられたり、手をつないでくる子どももいるとのこと、そのような交流も活動の原動力になっています。



① 二十四軒小学校スクールガード 30名(保護者を中心に町内会役員、地域住民など)

② 子どもたちの下校時間に合わせて、毎月定期的に、PTAで作成したオリジナルの腕章を着用し、校区内の見守り活動を実施しています。スクールガードの人数が多いことから、活動の際には4つのグループに分けて、それぞれ担当するエリアを1時間程度巡回し、最後は学校に集まって、気付いたことなどの情報を交換しています。また、全員で活動するとき以外でも、買物などで外出する際には腕章を着用するなど、普段からもパトロールを意識して行動しています。

当該地域は地下鉄駅や幹線道路に隣接しており、利便性が高いことなどから、住宅と大型商業施設が混在しているほか、環状通を挟んで中央卸売市場にも接しています。多くの倉庫やトラックの駐車場、広い空き地があるなど、特有の地理的環境であるため、危険箇所となりうる場所をみんなでチェックしながら見守り活動をしています。



① 福井5丁目町内会パトロール隊(林 裕行会長) 30名(町内会役員を中心に地域住民など)

② 全国的に児童生徒が被害者になる事件が続発したことや、地域で車上荒らしなどが発生したことを受けて、「地域の安全を守りたい。安心して暮らせる街をつくらう!」という思いで、平成17年から活動を実施し、今年で6年目になります。

朝の登校時間帯(7:30~8:30)には毎日、交差点や町内の主要な場所に立って、子どもたちの通学を見守っています。また、夜は徒歩や青色回転灯を装着したパトロールカー2台で町内を見回っていますが、これは他町内会と連携し、1週間交代で実施しています。見回るコースや時間については、ワンパターンになることのないように工夫を重ねて実施しています。

長い間、継続して活動ができた秘訣についてお聞きしたところ、「元々参加人数が多かったので一人あたりの負担が少なく、無理なく続けられることができた。そうしているうちに事件や公園周辺などの駐車車両なども減っていった。成果が見えることは嬉しいし、子どもや住民との挨拶といった交流も活発になっていった。そういったことが励みになっている。今後も続けていきたい。」とのことがありました。



新規加入団体のご紹介

平成22年3月31日に、山の手第24町内会(佐藤 浩会長)が西区子どもの見守りネットワーク会議に加入しました。これで加入団体は、140団体になりました。

西区子どもの見守りネットワーク会議への入会のご案内

❶ 入会の条件は?

子どもの見守りを行う団体であれば、企業や住民組織を問わずに入会できます。また、既に活動を行っている団体だけではなく、これから活動を始めようとしている団体でも入会できます。

❷ 入会によるメリットは?

希望される団体には、活動に必要な腕章やワッペンをお渡ししているほか、パトロール用ベストの貸し出しも行ってあります。

❸ 入会に伴う負担は?

入会によって見守り活動が強制されることはありませんし、報告書等の提出などありません。もちろん、入会金などの金銭的負担もありません。

《お問い合わせ先》

西区子どもの見守りネットワーク会議事務局(西区総務企画課内)

〒063-8612 西区琴似2条7丁目1-1 TEL 011-641-2400 (219・220) FAX 011-612-5264